

平成24年度税制改正について

— 税制改正大綱における金融庁関係の主要項目 —

平成23年12月

金 融 庁



1. 東日本大震災からの復興支援(1)

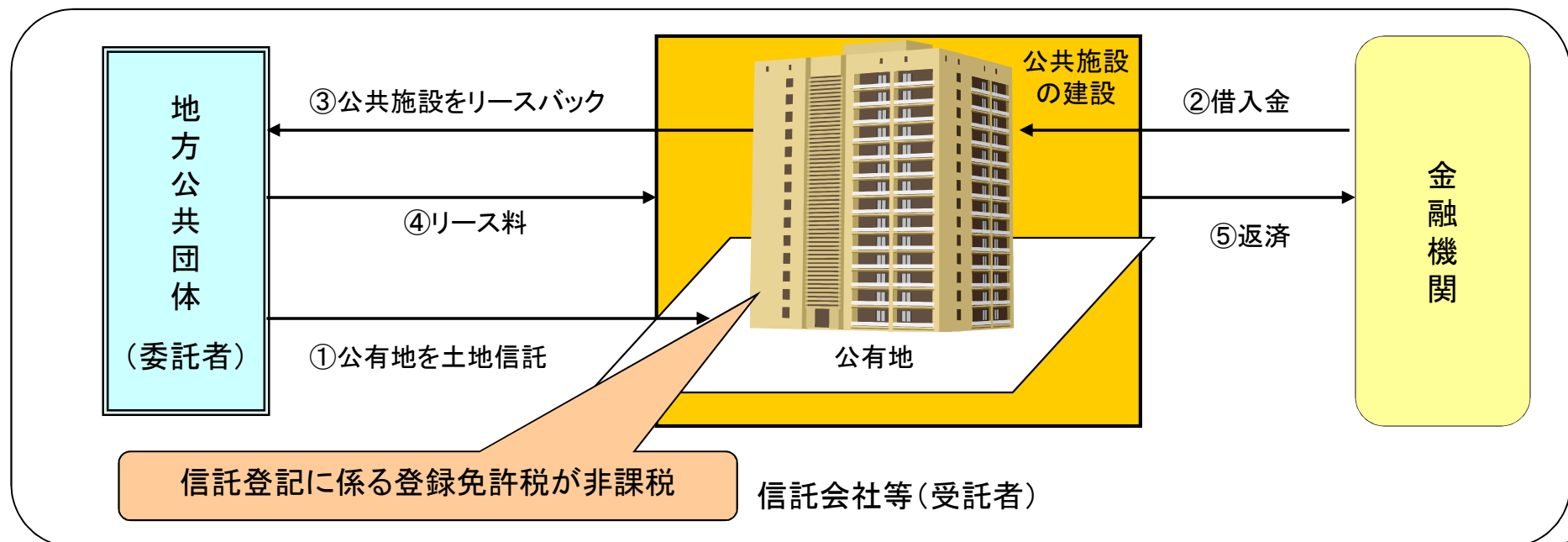
◆地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税等の非課税措置

【大綱の概要】

○ 信託会社等が東日本大震災により著しい被害を受けた一定の地方公共団体との信託契約に基づき、その地方公共団体の所有する土地の上に一定の施設を建築する場合において、その施設の用に供する土地及び建物の所有権に係る信託の登記に対する登録免許税を非課税とする。

※ 非課税対象は、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間に建築する一定の施設の公用・公共用部分。

(注) 地方公共団体が委託者となる土地信託に係る不動産取得税・固定資産税等については、各地方公共団体の判断により減免措置を講ずることが可能とされている。



1. 東日本大震災からの復興支援(2)

◆日本版レベニュー債の非課税債券化等

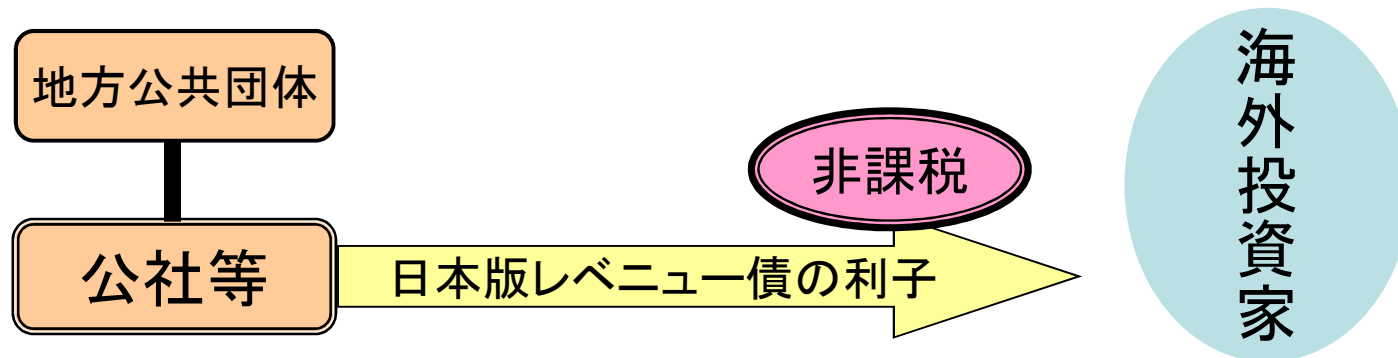
【大綱の概要】

○ 「非居住者債券所得非課税制度」について、非課税の対象外とされる「利益連動債」の範囲から、東日本大震災復興特別区域法に規定する特定地方公共団体との間に「完全支配関係」がある公社等が発行する「利益連動債」(地方公共団体が債務保証をしないものに限る。)を除外する。

⇒ 「日本版レベニュー債」を活用した海外からの復興資金の呼び込みが容易に。

(注) 「非居住者債券所得非課税制度」: 海外投資家が受ける振替公社債の利子を非課税とする制度。

「日本版レベニュー債」: 地方公共団体との間に完全支配関係(発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する関係)がある公社等が発行する債券で、その利子が当該公社等の利益等に連動するもの(利益連動債)をいう。有料道路、公営住宅等のインフラを整備する資金を調達する目的で発行されることが想定される。



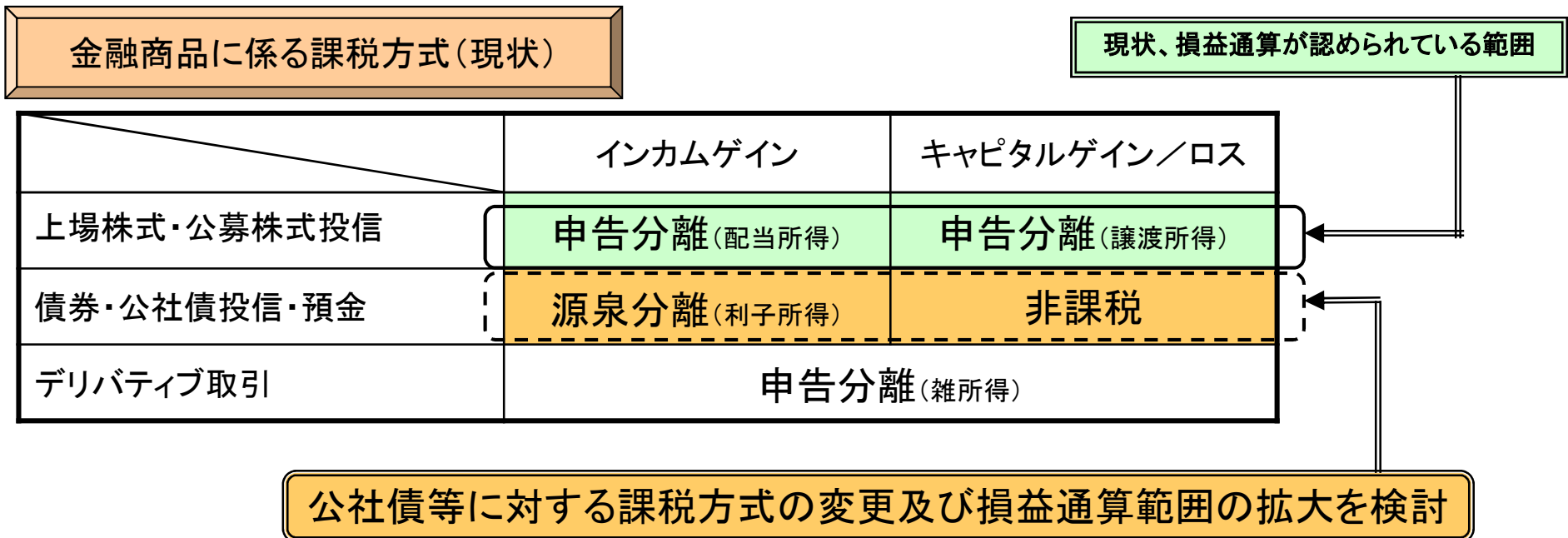
2. 金融資本市場の基盤整備に関して緊急に措置すべきもの(1)

◆金融商品に係る損益通算範囲の拡大

【大綱の概要】

- 平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討する。

※ また、損益通算が認められる対象範囲に、「信託会社の国内にある営業所に信託された上場株式等の譲渡で、当該信託会社を通じて、外国証券業者への売委託により行うもの又は外国証券業者に対して行うもの」を追加。



2. 金融資本市場の基盤整備に関して緊急に措置すべきもの(2)

◆少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(日本版ISA)の利便性向上・事務手続の簡素化に向けた所要の措置

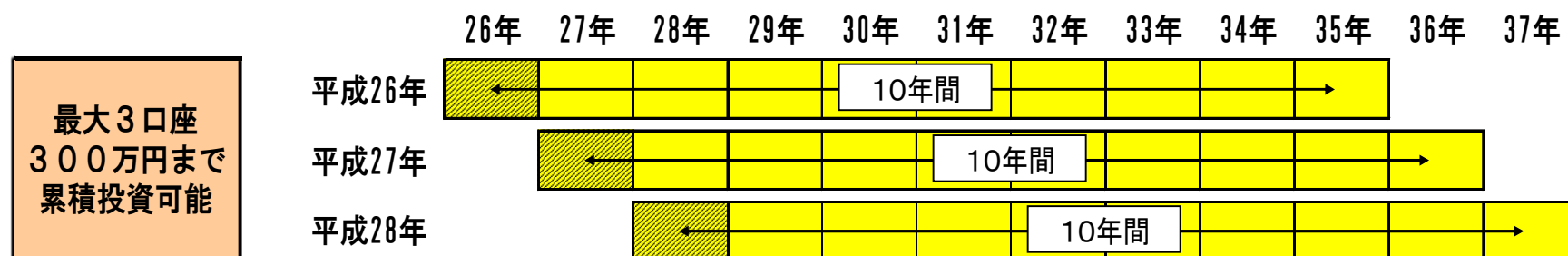
【大綱の概要】

- 非課税口座年間取引報告書に記載すべき事項のうち繰越取得対価の額の記載を不要とする。

※ 非課税口座内保管上場株式等について行われた株式分割等により非課税口座に受け入れた上場株式等がある場合には、その数、事由等を記載する。

- 非課税口座開設確認書の交付申請書と非課税口座開設届出書について、これらの書類を同時に金融商品取引業者等の営業所の長に提出できる取扱いとする。

(参考)日本版ISAの概要



※ 年間一人一口座。口座開設年に限り100万円を限度に投資可能

※ 非課税期間は、口座を開設した年から最長10年間

2. 金融資本市場の基盤整備に関して緊急に措置すべきもの(3)

◆国際課税原則の見直し(総合主義から帰属主義への変更)

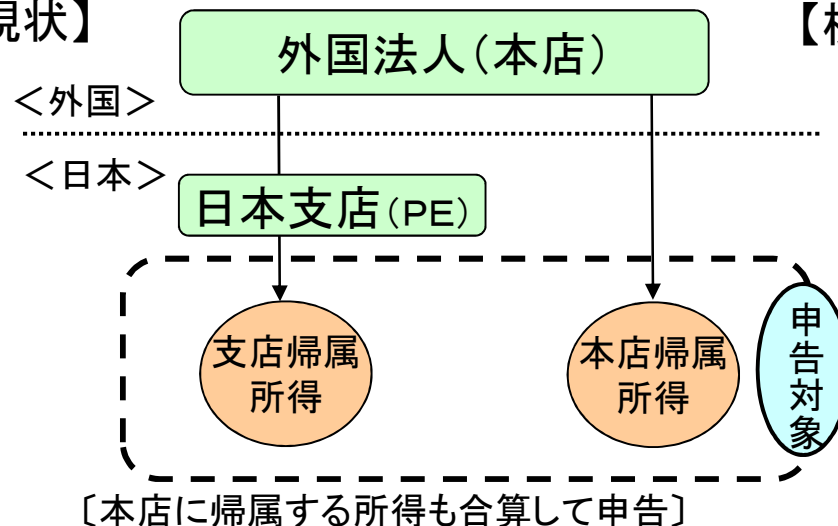
【大綱の概要】

- 国際課税原則については、OECDモデル租税条約の改定等を踏まえ、様々な産業における実態等を考慮しつつ、「総合主義」に基づく従来の国内法上の規定を「帰属主義」に沿った規定に見直すとともにこれに応じた適正な課税を確保するために必要な法整備に向け、具体的な検討を行う。

(注) 「総合主義」: 恒久的施設を国内に有する外国法人等には、恒久的施設に帰属する所得に限ることなく、すべての国内源泉所得に課税すべきという考え方

「帰属主義」: 恒久的施設を国内に有する外国法人等には、恒久的施設に帰属するすべての所得に課税すべきという考え方

【現状】



【検討方向】

